

十七 水産業協同組合法（昭和二十二年法律第二百四十二号）

| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>第一章 「略」</p> <p>第二章 漁業協同組合</p> <p>第一節 事業（第十一条・第十七条）</p> <p>第一節の二 子会社等（第十七条の二・十七條の三）</p> <p>第二節 「略」</p> <p>第三節 管理（第三十二条・第五十八條の三）</p> <p>第四節・第五節 「略」</p> <p>第三章 第九章 「略」</p> <p>附則</p> <p>（事業の種類）</p> <p>第十一条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 為替取引</p> <p>三 債務の保証又は手形の引受け</p> | <p>目次</p> <p>第一章 「略」</p> <p>第二章 漁業協同組合</p> <p>第一節 事業（第十一条・第十七条）</p> <p>第二節 「略」</p> <p>第三節 管理（第三十二条・第五十八條の二）</p> <p>第四節・第五節 「略」</p> <p>第三章 第九章 「略」</p> <p>附則</p> <p>（事業の種類）</p> <p>第十一条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 内国為替取引</p> <p>三 債務の保証</p> |

四〇八 「略」

九 金融先物取引等の受託等（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第九項に規定するものをいう。以下同じ。）

十 「略」

4〇9 「略」

（信用事業規程）

第十一条の三 「略」

2 前項の信用事業規程には、信用事業（第十一条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項及び第四項の事業をいう。第十一条の五第一項、第十一条の六第二項、第十七条の二第一項、第十七条の三第一項、第四十八条第一項第五号、第五十条第三号の二、第五十四条の二、第五十八条の三、第二百二十三条の二第一項及び第四項、第二百二十七条第一項、第二百二十七条の二第一号、第二百二十七条の三第五号並びに第三十条第一項第十号において同じ。）の種類及び事業の実施方法に関して主務省令で定める事項を記載しなければならぬ。

3〇4 「略」

（経営の健全性の確保）

第十一条の五 主務大臣は、第十一条第一項第二号の事業を行う組合の信用事業の健全な運営に資するため、当該組合がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。

四〇八 「略」

九 金融先物取引等の受託等（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第八項に規定するものをいう。以下同じ。）

十 「略」

4〇9 「略」

（信用事業規程）

第十一条の三 「略」

2 前項の信用事業規程には、信用事業（第十一条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項及び第四項の事業をいう。第十一条の五、第四十八条第一項第五号、第五十条第三号の二、第五十四条の二、第五十八条の二、第二百二十三条の二第一項及び第三項、第二百二十七条第一項、第二百二十七条の二第一号、第二百二十七条の三第五号並びに第三十条第一項第十号において同じ。）の種類及び事業の実施方法に関して主務省令で定める事項を記載しなければならぬ。

3〇4 「略」

（経営の健全性の確保）

第十一条の五 主務大臣は、第十一条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合の信用事業の健全な運営に資するため、当該組合がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうか、剰余

る。

一 当該組合の保有する資産等に照らし当該組合の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

二 当該組合及びその子会社（第十七条の二第一項各号に掲げる会社に該当するものに限る。第十一条の七、第十一条の八及び第五十八条の二において同じ。）その他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある会社の保有する資産等に照らし当該組合及び当該特殊の関係のある会社の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

三 当該組合の剰余金の処分の方法が適当であるかどうかの基準

2 前項に規定する「子会社」とは、組合がその発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（以下「株式等」という。）を所有する会社をいう。

この場合において、当該組合及びその一若しくは二以上の子会社又は当該組合の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該組合の子会社とみなす。

3 前項の場合において、組合又はその子会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該組合又はその子会社に指図を行うことができるものに限る。）その他主務省令で定める株式等を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該組合又はその子会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議

金の処分の方法が適当であるかどうかその他経営の健全性を確保するための基準を定めることができる。

決権の行使について指図を行うことができるもの（主務省令で定める株式等を除く。）を含むものとする。

（貯金者等に対する情報の提供等）

第十一条の六 第十一条第一項第二号の事業を行う組合は、貯金又は定期積金の受入れに関し、貯金者及び定期積金の積金者（以下この項において「貯金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、貯金又は定期積金に係る契約の内容その他貯金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

2 前項の組合は、貯金又は定期積金の受入れ以外の信用事業に関しても、他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、主務省令で定めるところにより、その信用事業に係る重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（同一人に対する信用の供与等）

第十一条の七 第十一条第一項第二号の事業を行う組合の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、当該組合の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、又は営業を譲り受けたことにより当該組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等

（同一人に対する信用の供与）

第十一条の六 第十一条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合の同一人に対する信用の供与（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者に対する信用の供与を含む。以下この条及び第八十七条の三において同じ。）は、政令で定める区分ごとに、当該組合の出資金及び準備金（出資金及び準備金として政令で定めるものをいう。）の合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条及び第八十七条の三において「信用供与限度額」という。）を超えてしてはならない。ただし、信用の供与を受けている者が合併をし又は営業を譲り受けたことにより当該組

限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の組合が子会社（主務省令で定める会社を除く。）その他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある者（以下この条において「子会社等」という。）を有する場合には、当該組合及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該組合及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「合算信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

3 前二項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については、適用しない。

4 第二項の場合において、組合及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなったときは、その超える部分の信用の供与等の額は、当該組合の信用の供与等の額とみなす。

5 前各項に定めるもののほか、信用の供与等の額、第一項に規定する自己資本の額、信用供与等限度額、第二項に規定する自己資本の純合計額及び合算信用供与等限度額の計算方法その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

合の同一人に対する信用の供与の額が信用供与限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については、適用しない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する出資金及び準備金の合計額並びに信用供与限度額の計算方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(特定関係者との間の取引等)

第十一条の八 第十一条第二号の事業を行う組合は、その特定関係者(当該組合の子会社その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。)又はその特定関係者に係る利用者との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき主務省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該組合の取引の通常の条件に照らして当該組合に不利益を与えるものとして主務省令で定める取引

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者に係る利用者との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該組合の事業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして主務省令で定める取引又は行為

第一節の二 子会社等

(子会社の範囲等)

第十七条の二 第十一条第二号の事業を行う組合は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。)(以外の信用事業に相当する事業を行い、又は信用事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社(第十

一条の五第二項に規定する子会社をいう。以下この条、次条及び第三十四条第十項において同じ。）としてはならない。

一 組合の行う信用事業に従属する業務として主務省令で定めるもの（第九項及び次条第一項において「従属業務」という。）を専ら営む会社であつて、主として当該組合の行う事業のためにその業務を営んでいる会社

二 第十一条第一項第一号又は第二号の事業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、同項の組合又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の主務省令で定める事由により当該組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該組合は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 第一項の組合は、子会社対象会社のうち、同項第一号に掲げる会社を子会社としようとするときは、第六十九条第二項の規定により合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

4 前項の規定は、第一項第二号に掲げる会社が、同項の組合又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の主務省令で定める事由により当該組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該組合は、その子会社となつた同号に掲げる会社を引き続き子会社とするこゝとについて行政庁の認可を受けた場合を除き、当該会社が当該事由の生



会社となつたとき。

9 第一項第一号の場合において、会社が主として組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

(株式の取得等の制限)

第十七条の三 第十一条第一項第二号の事業を行う組合又はその子会社は、信用事業会社(信用事業に相当する事業を行い、又は信用事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。)である国内の会社(従属業務を専ら営む会社及び前条第一項第二号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)

の株式等については、合算して、その基準株式数等(当該信用事業会社である国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。)を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

2 前項の規定は、同項の組合又はその子会社が、担保権の実行その他の主務省令で定める事由により、信用事業会社である国内の会社の株式等をその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該組合又はその子会社は、合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた部分の株式等については、当該組合があらかじめ行政庁の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は所有することとなつた日から一年を超えてこれを所有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、行政庁がする同項の承認の対象には、

第一項の組合又はその子会社が信用事業会社である国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうち当該百分の五十を超える部分の株式等は含まれないものとし、行政庁が当該承認をするときは、当該組合又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 第一項の組合又はその子会社は、当該組合が第六十九条第二項の認可を受けて合併した場合には、第一項の規定にかかわらず、その合併をした日に所有することとなる信用事業会社である国内の会社の株式等がその基準株式数等を超える場合であつても、同日以後、当該株式等をその基準株式数等を超えて所有することができる。ただし、行政庁は、当該組合又はその子会社が、信用事業会社である国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて所有することとなるときは、当該認可をしてはならない。

5 行政庁は、第六十九条第二項の合併の認可をするときは、その合併をした日に第一項の組合又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる信用事業会社である国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を、同日から五年を経過する日までに当該行政庁が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 第一項の組合又はその子会社が、信用事業会社である国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなつた場合に

は、その超える部分の数又は額の株式等は、当該組合が取得し、又は所有するものとみなす。

7] 第十一条の五第三項の規定は、前各項の場合において第一項の組合又はその子会社が取得し、又は所有する株式等について準用する。

(役員)

第三十四条 「略」

2〕9 「略」

10 第十一条第一項第二号の事業を行う組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）にあつては、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合又はその子会社の理事若しくは取締役又は使用人でなかつたものでなければならない。

11] 「略」

(役員等の兼職又は兼業の制限)

(役員)

第三十四条 「略」

2〕9 「略」

10 第十一条第一項第二号の事業を行う組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）にあつては、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合又はその子会社（組合が株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式又は有限会社の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合における当該株式会社又は有限会社をいう。次項において同じ。）の理事若しくは取締役又は使用人でなかつたものでなければならない。

11 組合及びその子会社又は当該組合の子会社が株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式又は有限会社の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合における当該株式会社又は有限会社は、前項の規定の適用については、当該組合の子会社とみなす。

12] 「略」

(役員等の兼職又は兼業の制限)

第三十五条の二 「略」

2 行政庁は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該組合の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。

3 「略」

(特定組合の監査)

第四十一条の三 「略」

2 9 「略」

10 第一項の全国連合会については、商法第二百七十四条第二項及び第二百七十四条ノ三並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下この条及び第三百三十条第一項において「商法特例法」という。）第八条から第十一条まで及び第十七条の規定を、特定組合の理事については、商法特例法第十六条第一項の規定を準用する。この場合において、商法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社（水産業協同組合法第十一条の五第二項二規定又ル子会社ヲ謂フ）」と、商法特例法第八条第一項中「監査役会」とあるのは「監事」と、商法特例法第十条中「第十三条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十一条の三第四項」と、商法特例法第十六条第一項中「第十三条第二項の規定による」とあるのは「水産業協同組合法第四十一条の三第五項において準用する」と、「監査役会」とあるのは「各監事」と、「記載（各監査役の意見の付記を含む。）」とあるのは「記載」と、「同法第二百八十三条第一項」とあるのは「水産業協同組合法

第三十五条の二 「略」

2 「略」

(特定組合の監査)

第四十一条の三 「略」

2 9 「略」

10 第一項の全国連合会については、商法第二百七十四条第二項及び第二百七十四条ノ三並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下この条及び第三百三十条第一項において「商法特例法」という。）第八条から第十一条まで及び第十七条の規定を、特定組合の理事については、商法特例法第十六条第一項の規定を準用する。この場合において、商法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社（水産業協同組合法第三十四条第十項二規定又ル子会社（同法第十一項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム））」と、商法特例法第八条第一項中「監査役会」とあるのは「監事」と、商法特例法第十条中「第十三条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十一条の三第四項」と、商法特例法第十六条第一項中「第十三条第二項の規定による」とあるのは「水産業協同組合法第四十一条の三第五項において準用する」と、「監査役会」とあるのは「各監事」と、「記載（各監査役の意見の付記を含む。）」とあるのは「

第四十八条第一項」と、「同法第二百八十一条第一項第一号及び第二号に掲げる書類」とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と、商法特例法第十七条第一項中「第二条」とあるのは「水産業協同組合法第四十一条第一項」と、「監査役会又は監査役」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

11・12 「略」

(役員等に関する商法等の準用)

第四十四条 商法第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ二、第二百五十六条第三項、第二百五十八条第一項及び第二百六十七条から第二百六十八条ノ三までの規定は理事及び監事について、民法第五十五条並びに商法第二百六十一条、第二百六十二条、第二百六十九条及び第二百七十二條の規定は理事について、第三十七条第一項から第三項まで並びに同法第二百七十四条から第二百七十五条ノ四まで及び第二百七十八条から第二百七十九条ノ二までの規定並びに第十一条第一項第二号の事業を行う組合にあつては第三十七条第四項の規定は監事について、同法第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで、第二百六十条ノ二、第二百六十条ノ三並びに第二百六十条ノ四第一項及び第二項の規定は理事会について準用する。この場合において、第三十七条第四項中「第四十条第一項若しくは第四十一条第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」と

記載」と、「同法第二百八十三条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十八条第一項」と、「同法第二百八十一条第一項第一号及び第二号に掲げる書類」とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と、商法特例法第十七条第一項中「第二条」とあるのは「水産業協同組合法第四十一条第一項」と、「監査役会又は監査役」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

11・12 「略」

(役員等に関する商法等の準用)

第四十四条 商法第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ二、第二百五十六条第三項、第二百五十八条第一項及び第二百六十七条から第二百六十八条ノ三までの規定は理事及び監事について、民法第五十五条並びに商法第二百六十一条、第二百六十二条、第二百六十九条及び第二百七十二條の規定は理事について、第三十七条第一項から第三項まで並びに同法第二百七十四条から第二百七十五条ノ四まで及び第二百七十八条から第二百七十九条ノ二までの規定並びに第十一条第一項第二号の事業を行う組合にあつては第三十七条第四項の規定は監事について、同法第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで、第二百六十条ノ二、第二百六十条ノ三並びに第二百六十条ノ四第一項及び第二項の規定は理事会について準用する。この場合において、第三十七条第四項中「第四十条第一項若しくは第四十一条第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」と

あるのは「記載」と、同法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「水産業協同組合法、本法」と、同法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項並ニ水産業協同組合法第四十三条第一項」と、同法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社（水産業協同組合法第十一条の五第二項ニ規定スル子会社ヲ謂フ）」と読み替えるものとする。

（帳簿等に関する商法の準用）

第五十四条の四 商法第三十二条から第三十六条までの規定は第十一条第一項第二号の事業を行う組合の帳簿その他の書類について、同法第二百八十五条、第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四から第二百八十六条ノ三まで及び第二百八十七条ノ二の規定は同号の事業を行う組合の計算について準用する。この場合において、同法第二百八十五条ノ六第二項中「子会社」とあるのは「子会社（水産業協同組合法第十一条の五第二項ニ規定スル子会社ヲ謂フ）」と、同法第二百八十六条中「第六百六十八条第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並ニ」とあるのは「漁業協同組合ノ負担ニ歸スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキ八其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」と読み替えるものとする。

あるのは「記載」と、同法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「水産業協同組合法、本法」と、同法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項並ニ水産業協同組合法第四十三条第一項」と、同法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社（水産業協同組合法第三十四条第十項ニ規定スル子会社（同条第十一項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム）」と読み替えるものとする。

（帳簿等に関する商法の準用）

第五十四条の四 商法第三十二条から第三十六条までの規定は第十一条第一項第二号の事業を行う組合の帳簿その他の書類について、同法第二百八十五条、第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四から第二百八十六条ノ三まで及び第二百八十七条ノ二の規定は同号の事業を行う組合の計算について準用する。この場合において、同法第二百八十五条ノ六第二項中「子会社」とあるのは「子会社（水産業協同組合法第三十四条第十項ニ規定スル子会社（同条第十一項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム）」と、同法第二百八十六条中「第六百六十八条第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並ニ」とあるのは「漁業協同組合ノ負担ニ歸スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキ八其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」と読み替えるものとする。

(業務報告書)

第五十八条の二 第十一条第一項第二号の事業を行う組合は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。

2 前項の組合が子会社等(子会社その他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある会社をいう。以下この章及び第百二十三条の二において同じ。)を有する場合には、当該組合は、事業年度ごとに、同項の業務報告書のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。

3 前二項の業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(信用事業及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第五十八条の三 第十一条第一項第二号の事業を行う組合は、事業年度ごとに、信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所(主として信用事業以外の事業の用に供される事務所その他の主務省令で定める事務所を除く。以下この条において同じ。)に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、事業年度ごとに、同項の説明書類のほか、当該組合及び当該子会社等の信用事業及び

(信用事業及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第五十八条の二 第十一条第一項第二号の事業を行う組合は、事業年度ごとに、信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成して、主要な事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、貯金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該組合の事業の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項並びにその記載のため過大な費用の負担を要する事項については、この限りでない。

信用事業に係る財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを  
当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、  
当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しななければならない。

3 前二項に定めるもののほか、前二項の説明書類を公衆の縦覧に供する  
期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める  
。

4 第一項の組合は、同項又は第二項に規定する事項のほか、貯金者その  
他の信用事業の利用者が当該組合及びその子会社等の信用事業及び信用  
事業に係る財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めな  
ければならない。

(解散及び清算に関する商法等の準用)

第七十七条 商法第百十六条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十九  
条第二項及び第三項、第百三十一条、第四百七条第二項、第四百十八  
条、第四百二十一条から第四百二十四条まで、第四百二十六条並びに第  
四百二十七条並びに非訟事件手続法第三十六条、第三十七条ノ二、第百  
三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條から  
第百三十八条まで並びに第百三十八条ノ三の規定は組合の解散及び清算  
について、第三十五条の二第三項、第三十六条から第四十一条まで、第  
四十七條、第四十七條の三第二項及び第四十七條の四並びに商法第二  
百五十四條第三項、第二百五十四條ノ二、第二百五十八條から第二百五  
九條ノ三まで、第二百六十條ノ二、第二百六十條ノ三、第二百六十條ノ  
四第一項及び第二項、第二百六十一条、第二百六十七條から第二百六十

(解散及び清算に関する商法等の準用)

第七十七条 商法第百十六条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十九  
条第二項及び第三項、第百三十一条、第四百七条第二項、第四百十八  
条、第四百二十一条から第四百二十四条まで、第四百二十六条並びに第  
四百二十七条並びに非訟事件手続法第三十六条、第三十七条ノ二、第百  
三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條から  
第百三十八条まで並びに第百三十八条ノ三の規定は組合の解散及び清算  
について、第三十五条の二第二項、第三十六条から第四十一条まで、第  
四十七條、第四十七條の三第二項及び第四十七條の四並びに商法第二  
百五十四條第三項、第二百五十四條ノ二、第二百五十八條から第二百五  
九條ノ三まで、第二百六十條ノ二、第二百六十條ノ三、第二百六十條ノ  
四第一項及び第二項、第二百六十一条、第二百六十七條から第二百六十

九条まで並びに第二百七十二条の規定は組合の清算人について準用する。  
。この場合において、第四十条第一項中「事業報告書及び」とあるのは「事務報告書及び」と、「事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書及び貸借対照表」と、第四十一条第一項中「事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、同条第三項中「七週間」とあるのは「五週間」と、同条第四項中「前項の書類を提出した日から三週間以内」とあるのは「通常総会の日の三週間前まで」と、同条第八項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間主たる事務所に、その謄本を三年間従たる事務所に」とあるのは「主たる事務所に」と、同条第十項中「事業報告書、貸借対照表、損益計算書」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、同法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「水産業協同組合法、本法」と、同法第四百七十七条第二項中「前項」とあるのは「水産業協同組合法第七十四条」と、同法第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員（准組合員ヲ除ク）ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員（准組合員ヲ除ク）」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第八十六条 「略」

2 第八十三条から前条までに規定するもののほか、第三十三条、第三十

九条まで並びに第二百七十二条の規定は組合の清算人について準用する。  
。この場合において、第四十条第一項中「事業報告書及び」とあるのは「事務報告書及び」と、「事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書及び貸借対照表」と、第四十一条第一項中「事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、同条第三項中「七週間」とあるのは「五週間」と、同条第四項中「前項の書類を提出した日から三週間以内」とあるのは「通常総会の日の三週間前まで」と、同条第八項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間主たる事務所に、その謄本を三年間従たる事務所に」とあるのは「主たる事務所に」と、同条第十項中「事業報告書、貸借対照表、損益計算書」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、同法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「水産業協同組合法、本法」と、同法第四百七十七条第二項中「前項」とあるのは「水産業協同組合法第七十四条」と、同法第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員（准組合員ヲ除ク）ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員（准組合員ヲ除ク）」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第八十六条 「略」

2 第八十三条から前条までに規定するもののほか、第三十三条、第三十

四条第一項、第二項、第三項本文、第四項から第六項まで、第八項及び第九項、第三十五条、第三十五条の二第三項、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十五条から第四十七条まで、第四十七条の三第二項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十八条第一項から第三項まで、第四十九条、第五十条、第五十三条、第五十四条第一項及び第二項、第五十五条第一項から第三項まで、第五十七条並びに第五十八条、民法第六十条、第六十一条第一項、第六十四条及び第六十六条並びに商法第二百四十三条並びに第二百四十四条第一項及び第二項の規定は組合の管理について、第三十七条第一項から第三項まで並びに同法第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定は理事及び監事について、第三十七条第四項並びに民法第四十四条第一項、第五十二条第二項及び第五十三条から第五十五条までの規定は理事について、同法第五十九条及び商法第二百七十八条の規定は監事について準用する。この場合において、第三十四条第二項中「五人」とあるのは「三人」と、同条第九項中「理事の定数の少なくとも三分の二は、」とあるのは「理事は、その全員が」と、第四十二条第一項中「五分の一」とあるのは「三分の一」と、第四十五条第二項中「理事会の議決」とあるのは「理事の過半数」と、第四十六条第一項中「十分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第三項及び第四十七条の三第二項中「理事会」とあるのは「理事」と、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、及び商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項ニ於テ準用スル同法第四十七条の五第三項」と読み替えるものとする。

四条第一項、第二項、第三項本文、第四項から第六項まで、第八項及び第九項、第三十五条、第三十五条の二第二項、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十五条から第四十七条まで、第四十七条の三第二項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十八条第一項から第三項まで、第四十九条、第五十条、第五十三条、第五十四条第一項及び第二項、第五十五条第一項から第三項まで、第五十七条並びに第五十八条、民法第六十条、第六十一条第一項、第六十四条及び第六十六条並びに商法第二百四十三条並びに第二百四十四条第一項及び第二項の規定は組合の管理について、第三十七条第一項から第三項まで並びに同法第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定は理事及び監事について、第三十七条第四項並びに民法第四十四条第一項、第五十二条第二項及び第五十三条から第五十五条までの規定は理事について、同法第五十九条及び商法第二百七十八条の規定は監事について準用する。この場合において、第三十四条第二項中「五人」とあるのは「三人」と、同条第九項中「理事の定数の少なくとも三分の二は、」とあるのは「理事は、その全員が」と、第四十二条第一項中「五分の一」とあるのは「三分の一」と、第四十五条第二項中「理事会の議決」とあるのは「理事の過半数」と、第四十六条第一項中「十分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第三項及び第四十七条の三第二項中「理事会」とあるのは「理事」と、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、及び商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項ニ於テ準用スル同法第四十七条の五第三項」と読み替えるものとする。

3・4 「略」

(事業の種類)

第八十七条 「略」

2・3 「略」

4 第一項第二号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 「略」

二 為替取引

三 債務の保証又は手形の引受け

四 十 「略」

5 11 「略」

(子会社の範囲等)

第八十七条の三 第八十七条第一項第二号の事業を行う連合会は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。)(以外の会社を子会社(第九十二条第一項において準用する第十一條の五第二項に規定する子会社をいう。以下この条、次条及び第九十二条第三項において準用する第三十四条第十項において同じ。)(としてはならない。

一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務を営むもの

3・4 「略」

(事業の種類)

第八十七条 「略」

2・3 「略」

4 第一項第二号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 「略」

二 内国為替取引

三 債務の保証

四 十 「略」

5 11 「略」

(同一人に対する信用の供与)

第八十七条の三 第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会の同一人に対する信用の供与については、第十一条の六第一項の規定を準用する。

2 前項に規定する連合会が次条第一項の認可を受けて同項に規定する信託業務を営む銀行の株式を所有する場合には、当該連合会及び当該信託業務を営む銀行の同一人に対する信用の供与の合計額は、政令で定める区分ごとに、次に掲げる金額の合計額(第四項において「合計信用供与限度額」という。)(を超えてはならない。この場合においては、第十一条の六第一項ただし書の規定を準用する。

二 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一条第九項に規定する証券会社のうち、証券業（同条第八項各号に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。以下この条において同じ。）のほか、同法第三十条第一項各号に掲げる業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（次項において「証券専門会社」という。）

三 従属業務を専ら営む会社であつて、主として当該連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社（主として当該連合会の一の子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社（以下この号及び次条において「特定従属会社」という。）にあつては、当該特定従属会社の株式等を、当該連合会又はその子会社（当該一の子会社（同条第三項第一号において「従属先子会社」という。）を除く。）が、合算して、基準株式数等（同条第一項に規定する基準株式数等をいう。第五号において同じ。）を超えて所有していないものに限る。）

四 金融関連業務を専ら営む会社（証券専門関連業務を営む会社にあつては、当該連合会の証券子会社等が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額が、当該連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超える場合に限る。）

五 新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社（当該会社の株式等を、当該連合会の子会社のうち前号に掲げる会社で主務省令で定めるもの（次条第三項第二号において「特定子会社」という。）以外の子会社又は当該連合会が、合算して、基準株式数等を超え

一 当該連合会の信用供与限度額

二 当該信託業務を営む銀行の資本及び準備金（準備金として政令で定めるものをいう。）の合計額から、当該合計額のうち当該連合会の持分に相当する金額として主務省令で定める額を控除した残額に、政令で定める率を乗じて得た金額

3 前二項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与については、適用しない。

4 第二項の場合において、同項に規定する同一人に対する信用の供与の合計額が合計信用供与限度額を超えることとなつたときは、その超える金額は、同項の連合会の信用の供与の額とみなす。

5 前各項に定めるもののほか、第一項において準用する第十一条の六第一項に規定する出資金及び準備金の合計額、第二項に規定する資本及び準備金の合計額並びに信用供与限度額の計算方法その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

て所有していないものに限る。)

六 前各号に掲げる会社のみを子会社とする私的独占禁止法第九条第三項に規定する持株会社で主務省令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 第八十七条第一項第二号の事業を行う連合会の行う事業又は前項第一号に掲げる会社若しくは証券専門会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの

二 金融関連業務 第八十七条第一項第一号若しくは第二号の事業又は証券業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

四 証券子会社等 第八十七条第一項第一号の事業を行う連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 証券専門会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第六号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、当該連合会の子会社である証券専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

3 第一項の連合会は、子会社対象会社のうち、同項第一号から第四号まで又は第六号に掲げる会社(主として当該連合会の行う事業のために従属業務(前項第一号に掲げる従属業務をいう。第七項及び次条第一項において同じ。))を営んでいる会社を除く。以下この条において「認可対

象会社」という。( )を子会社としようとするときは、第九十二条第五項において準用する第六十九条第二項の規定により合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

4 前項の規定は、第一項の連合会が、その子会社としている同項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

5 第十七条の二第二項、第四項、第六項及び第七項の規定は、第一項の連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十七条の三第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第八十七条の三第三項」と、「第一項第二号に掲げる会社が、同項」とあるのは「認可対象会社（同項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。）が、同条第一項」と、「同号に掲げる会社」とあるのは「認可対象会社」と、同条第六項中「第一項の」とあるのは「第八十七条の三第一項の」と、「第三項」とあるのは「同条第三項」と、「第一項第二号に掲げる会社」とあるのは「認可対象会社」と、「前項」とあるのは「同条第四項」と、「第一項第一号」とあるのは「同条第一項各号」と、「同項第二号に掲げる会社」とあるのは「当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「第八十七条の三第一項」と、「同項第二号に掲げる会社」とあるのは「認可対象会社」と読み替えるものとする。

6 第一項の連合会は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 第一項第三号又は第五号に掲げる会社（認可対象会社を除く。）を子会社としよとするととき（第九十二条第五項において準用する第六十九条第二項の規定による認可を受けて合併しよとする場合を除く。）。

二 その子会社が子会社でなくなつたとき。

三 認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

7 第一項第三号又は第三項の場合において、会社が主として連合会の行う事業若しくはその子会社の営む業務、連合会の一の子会社の営む業務又は連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

（株式の取得等の制限）

第八十七条の四 第八十七条第一項第二号の事業を行う連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号及び第二号に掲げる会社、従属業務を専ら営む会社（特定従属会社を除く。）並びに同項第四号及び第六号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の株式等については、合算して、その基準株式数等（当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。）を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

2 第十七条の三第二項から第七項までの規定は、前項の連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十七条の四第一項」と、「信用事業会社である国内の会社の株式等をそ

（証券子会社等の株式の所有）

第八十七条の四 第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、証券会社（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）

又は信託業務を営む銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務を営むものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の株式（議決権のあるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）については、行政庁の認可を受けて、その発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができる。

の基準株式数等」とあるのは「国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の株式等をその基準株式数等（同項に規定する基準株式数等をいう。以下同じ。）と、同条第三項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「第八十七条の四第一項」と、「信用事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第八十七条の四第一項及び同条第二項において準用する第十七条の三第二項から前項まで」と、「第一項」とあるのは「第八十七条の四第一項」と読み替えるものとする。

3 第一項の場合及び前項において準用する第十七条の三第二項から第七項までの場合において、次の各号に掲げる会社の株式等の取得又は所有については、当該各号に定める会社は、第一項の連合会の子会社に該当しないものとみなす。

- 一 特定従属会社 従属先子会社
- 二 新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社 特定子会社

2 前項の場合において、連合会が取得し、又は所有する株式には、当該連合会が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他主務省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該連合会が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

3 連合会は、第一項の規定により証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を取得し、又は所有しようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

4 第一項の規定により認可を受けた連合会は、証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を取得し、又は所有したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

5 連合会が第一項の規定による認可を受けて証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を所有している場合には、当該連合会の理事は、当該証券会社又は信託業務を営む銀行の業務及び財産の状況を、主務省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

（証券子会社等との間の取引等）

第八十七条の五 第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、その証券子会社等（当該連合会が前条第一項の認可を受けて株式を所有する証券会社又は信託業務を営む銀行をいう。以下この条及び第百条第一項において同じ。）又は利用者との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき公益上必要がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限

りでない。

一 証券子会社等との間で、その条件が当該連合会の取引の通常の条件に照らして当該連合会に不利益を与えるものと認められる取引を行うこと。

二 証券子会社等との間又は証券子会社等に係る利用者との間で行う取引又は行為のうち前項に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該連合会の事業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとし、主務省令で定める取引又は行為

(準用規定)

第九十二条 第八十七条及び第八十七条の二に規定するもののほか、第十条の二から第十一条の五まで、第十二条から第十五条の二まで及び第十六条の規定は、連合会の事業について準用する。この場合において、第十一条の二第一項中「前条第一項第二号」とあるのは「第八十七条第二号」とあり、第八十七条第一項第二号中「二十万円(組合員)第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。」の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円」とあるのは「一億円」と、第十一条の三第一項、第十一条の五第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項及び第十一条の八中「第十一条第一項第二号」とあるのは「第八十七条第一項第二号」と、第十一条の三第二項中「第十一条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第八十七条第一項第一号及び第二号」と、「同条第三項及び第四項」とあるのは「同条第四項及び第五項」と、第十一条の四中「第十一条第九項」とあるのは「第八十七条第十一項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「第八十七条第十一項」と、

(準用規定)

第九十二条 第八十七条及び第八十七条の二に規定するもののほか、第十条の二から第十五条の二まで及び第十六条の規定は、連合会の事業について準用する。この場合において、第十一条の二第一項中「前条第一項第二号」とあるのは「第八十七条第一項第二号」と、同条第二項中「二十万円(組合員)第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。」の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円」とあるのは「一億円」と、第十一条の三第一項、第十一条の五第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項及び第十一条の八中「第十一条第一項第二号」とあるのは「第八十七条第一項第二号」と、第十一条の三第二項中「第十一条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第八十七条第一項第一号及び第二号」と、「同条第三項及び第四項」とあるのは「同条第四項及び第五項」と、第十一条の四中「第十一条第九項」とあるのは「第八十七条第十一項」と、「組合

員及び他の組合の組合員」とあるのは、「所属員及び他の連合会の所属員」と、第十一条の五第一項第二号中「子会社（第十七条の二第一項各号に掲げる会社に該当するものに限る。」とあるのは「子会社（）」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第五号」とあるのは「第八十七条第一項第五号」と、第十五条の二第一項中「第十一条第一項第六号」とあるのは「第八十七条第一項第六号」と、「組合員」とあるのは「所属員」と、同条第三項中「組合員の三分の二以上」とあるのは「会員又は当該漁業を営む者を組合員とする会員のすべて」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第八十七条第一項第十二号」と読み替えるものとする。

## 2 「略」

3 第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第二項、第三項本文、第四項から第六項まで及び第八項から第十一項まで、第三十五条から第四十一条まで、第四十一条の三から第四十七条の五まで、第四十八条第一項から第三項まで、第四十九条から第五十四条の二まで並びに第五十四条の四から第五十八条の三までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第三十四条第五項中「一人」とあるのは、「一人（第八十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個）」と、同条第九項中「准組合員以外の組合員」とあるのは、「所属員（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、「組合員（准組合員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは、「会員（准会員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又は

「所属員及び他の連合会の所属員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第五号」とあるのは「第八十七条第一項第五号」と、第十五条の二第一項中「第十一条第一項第六号」とあるのは「第八十七条第一項第六号」と、「組合員」とあるのは「所属員」と、同条第三項中「組合員の三分の二以上」とあるのは「会員又は当該漁業を営む者を組合員とする会員のすべて」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第八十七条第一項第十二号」と読み替えるものとする。

## 2 「略」

3 第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第二項、第三項本文、第四項から第六項まで及び第八項から第十二項まで、第三十五条から第四十一条まで、第四十一条の三から第四十七条の五まで、第四十八条第一項から第三項まで、第四十九条から第五十四条の二まで並びに第五十四条の四から第五十八条の二までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第三十四条第五項中「一人」とあるのは、「一人（第八十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個）」と、同条第九項中「准組合員以外の組合員」とあるのは、「所属員（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、「組合員（准組合員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは、「会員（准会員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又は

はこれを直接若しくは間接に構成する者（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）と、同条第十項及び第十一項、第三十五条の二第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十一条の三第一項、第四十四条、第五十四条の四、第五十五条第二項、第五十八条の二第二項並びに第五十八条の三第一項中「第十一条第一項第二号」とあるのは「第八十七条第一項第二号」と、第三十四条第十項及び第十一項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会」と、同条第十項中「組合員又は当該組合の組合員たる法人」とあるのは「会員たる法人」と、第四十一条の三第一項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会」と、第四十七条条中「（当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所属する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会が行う事業を除く。）とあるのは「（当該連合会の所属員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所属する連合会が行う事業を除く。）」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一条第一項第三号、第五号若しくは第八号の二」とあるのは「第八十七条第一項第三号若しくは第五号」と、第五十二条第七項及び第八項中「事項」とあるのは「事項若しくは第九十一条の三の規定による権利義務の承継」と、第五十四条の二第一項中「第十一条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第八十七条第一項第一号及び第二号」と、第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは「漁業協同組合連合会」と、第五十五条第一項中「第十一条第一項第三号から第五号まで」とあるのは「第八十七条第一項第三号から第五号まで」と、同条第四項中「第十一条第一項第十号」とあるのは「第

はこれを直接若しくは間接に構成する者（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）と、同条第十項及び第十二項、第三十五条の二第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十一条の三第一項、第四十四条、第五十四条の四、第五十五条第二項並びに第五十八条の二中「第十一条第一項第二号」とあるのは「第八十七条第一項第二号」と、第三十四条第十項及び第十二項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会」と、同条第十項中「組合員又は当該組合の組合員たる法人」とあるのは「会員たる法人」と、第四十一条の三第一項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会」と、第四十七条条中「（当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所属する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会が行う事業を除く。）とあるのは「（当該連合会の所属員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所属する連合会が行う事業を除く。）」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一条第一項第三号、第五号若しくは第八号の二」とあるのは「第八十七条第一項第三号若しくは第五号」と、第五十二条第七項及び第八項中「事項」とあるのは「事項若しくは第九十一条の三の規定による権利義務の承継」と、第五十四条の二第一項中「第十一条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第八十七条第一項第一号及び第二号」と、第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは「漁業協同組合連合会」と、第五十五条第一項中「第十一条第一項第三号から第五号まで」とあるのは「第八十七条第一項第三号から第五号まで」と、同条第四項中「第十一条第一項第十号」とあるのは「第八十七条第一項第十一号」と読

八十七条第一項第十一号」と読み替えるものとする。

4・5 「略」

(事業の種類)

第九十三条 「略」

2 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 「略」

二 為替取引

三 債務の保証又は手形の引受け

四 十 「略」

3 8 「略」

(準用規定)

第九十六条 第九十三条に規定するもののほか、第十一条の二から第十五条まで及び第十五条の三から第十六条までの規定は組合の事業について、第十七条の二及び第十七条の三の規定は組合の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の二第一項中「前条第一項第二号」とあり、並びに第十一条の三第一項、第十一条の五第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項、第十一条の八、第十七条の二第一項及び第十七条の三第一項中「第十一条第一項第二号」とあるのは「第九十条第一項第二号」と、第十一条の三第二項中「第十一条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十三条第一項第一号及び第二号」と、

み替えるものとする。

4・5 「略」

(事業の種類)

第九十三条 「略」

2 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 「略」

二 内国為替取引

三 債務の保証

四 十 「略」

3 8 「略」

(準用規定)

第九十六条 第九十三条に規定するもののほか、第十一条の二から第十五条まで及び第十五条の三から第十六条までの規定は、組合の事業について準用する。この場合において、第十一条の二第一項中「前条第一項第二号」とあり、及び第十一条の三第一項中「第十一条第一項第二号」とあるのは「第九十三条第一項第二号」と、同条第二項、第十一条の五及び第十一条の六第一項中「第十一条第一号及び第二号」とあるのは「第九十三条第一項第一号及び第二号」と、第十一条の三第二項中「同条第三項及び第四項」とあるのは「同条第二項及び第三項」と、第十一条の四中「第十一条第九項」とあるのは「第九十三条第八項」と、

同条第三項及び第四項」とあるのは、「同条第二項及び第三項」と、第十条の四中「第十一条第九項」とあるのは、「第九十三条第八項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは、「組合員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第五号」とあるのは、「第九十三条第一項第五号」と、第十五条の三第一項及び第十五条の四から第十五条の六までの規定中「第十一条第一項第八号の二」とあるのは、「第九十三条第一項第六号の二」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十号」とあるのは、「第九十三条第一項第九号」と、第十七条の二第二項第二号中「第十一条第一項第一号又は第二号」とあるのは、「第九十三条第一項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

## 2 「略」

3 第三十二条から第五十八条の三までの規定は、組合の管理について準用する。この場合において、第三十四条第十項及び第十一項、第三十五条の二第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十一条の三第一項、第四十四条、第五十四条の四、第五十五条第二項、第五十八条の二第一項並びに第五十八の三第一項中「第十一条第一項第二号」とあるのは、「第九十三条第一項第二号」と、第四十七条中「漁業及び」とあるのは、「水産加工業及び」と、「漁業協同組合連合会」とあるのは、「水産加工業協同組合連合会」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一条第一項第三号、第五号若しくは第八号の二」とあるのは、「第九十三条第一項第三号、第五号若しくは第六号の二」と、第四十八条第四項中「第十一条第一項第八号の二」とあるのは、「第九十三条第一項第六号の二」と、第五十四条の二第二項中「第十一条第一項第一

組合員及び他の組合の組合員」とあるのは、「組合員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第五号」とあるのは、「第九十三条第一項第五号」と、第十五条の三第一項及び第十五条の四から第十五条の六までの規定中「第十一条第一項第八号の二」とあるのは、「第九十三条第一項第六号の二」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十号」とあるのは、「第九十三条第一項第九号」と読み替えるものとする。

## 2 「略」

3 第三十二条から第五十八条の二までの規定は、組合の管理について準用する。この場合において、第三十四条第十項及び第十二項、第三十五条の二第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十一条の三第一項、第四十四条、第五十四条の四、第五十五条第二項並びに第五十八条の二中「第十一条第一項第二号」とあるのは、「第九十三条第一項第二号」と、第四十七条中「漁業及び」とあるのは、「水産加工業及び」と、「漁業協同組合連合会」とあるのは、「水産加工業協同組合連合会」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一条第一項第三号、第五号若しくは第八号の二」とあるのは、「第九十三条第一項第三号、第五号若しくは第六号の二」と、第四十八条第四項中「第十一条第一項第八号の二」とあるのは、「第九十三条第一項第六号の二」と、第五十四条の二第二項中「第十一条第一項第一号及び第二号」とあるのは、「

号及び第二号」とあるのは、「第九十三条第一項第一号及び第二号」と、第五十四条の三第一項中「第十一条第一項第八号の二」とあるのは、「第九十三条第一項第六号の二」と、第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは、「水産加工業協同組合」と、第五十五条第一項中「同項第二号」とあるのは、「第九十三条第一項第二号」と、同条第四項中「第十一条第一項第十号」とあるのは、「第九十三条第一項第八号」と読み替えるものとする。

4・5 「略」

(事業の種類)

第九十七条 「略」

2 「略」

3 第一項第二号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 「略」

二 為替取引

三 債務の保証又は手形の引受け

四 十 「略」

4 9 「略」

(準用規定)

第一百条 第九十七条に規定するもののほか、第十一条の二から第十五条まで、第十六条並びに第八十七条の二第一項及び第二項の規定は連合会の

第九十三条第一項第一号及び第二号」と、第五十四条の三第一項中「第十一条第一項第八号の二」とあるのは、「第九十三条第一項第六号の二」と、第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは、「水産加工業協同組合」と、第五十五条第一項中「同項第二号」とあるのは、「第九十三条第一項第二号」と、同条第四項中「第十一条第一項第十号」とあるのは、「第九十三条第一項第八号」と読み替えるものとする。

4・5 「略」

(事業の種類)

第九十七条 「略」

2 「略」

3 第一項第二号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 「略」

二 内国為替取引

三 債務の保証

四 十 「略」

4 9 「略」

(準用規定)

第一百条 第九十七条に規定するもののほか、第十一条の二から第十一条の五まで、第十二条から第十五条まで、第十六条、第八十七条の二第一項

事業について、第八十七条の三及び第八十七条の四の規定は連合会の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の二第一項中「前条第一項第二号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、同条第二項中「二千万円（組合員（第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円）」とあるのは「一億円」と、第十一条の三第一項、第十一条の五第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項及び第十一条の八中「第十一条第一項第二号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第十一条の三第二項中「第十一条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十七条第一項第一号及び第二号」と、第十一条の四中「第十一条第九項」とあるのは「第九十七条第九項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所屬員」と、第十一条の五第一項第二号中「子会社（第十七条の二第一項各号に掲げる会社に該当するものに限る。）」とあるのは「子会社（）」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第五号」とあるのは「第九十七条第一項第五号」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第九十七条第一項第十号」と、第八十七条の二第二項中「前条第一項第八号に規定する会員の監査又は同条第八項に規定する特定組合の監査」とあるのは「第九十七条第一項第七号に規定する会員の監査」と、第八十七条の三第一項並びに第二項第一号及び第四号並びに第八十七条の四第一項中「第八十七条第一項第二号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第八十七条の三第一項中「第九十二条第一項」とあるのは「第一百条第一項」と、「第九十二条第三項」とあるのは「第一百条第三項」と、同条第一

及び第二項並びに第八十七条の三の規定は連合会の事業について、第八十七条の四及び第八十七条の五の規定は連合会の証券子会社等の株式の所有について準用する。この場合において、第十一条の二第一項中「前条第一項第二号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、同条第二項中「二千万円（組合員（第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円）」とあるのは「一億円」と、第十一条の三第一項中「第十一条第一項第二号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、同条第二項及び第十一条の五中「第十一条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十七条第一項第一号及び第二号」と、第十一条の四中「第十一条第九項」とあるのは「第九十七条第九項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所屬員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第五号」とあるのは「第九十七条第一項第五号」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第九十七条第一項第十号」と、第八十七条の二第二項中「前条第一項第八号に規定する会員の監査又は同条第八項に規定する特定組合の監査」とあるのは「第九十七条第一項第七号に規定する会員の監査」と、第八十七条の三第一項、第八十七条の四第一項及び第八十七条の五中「第八十七条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十七条第一項第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

項第二号中「第八十七条第一項第一号若しくは第二号」とあるのは「第九十七条第一項第一号若しくは第二号」と、同条第三項及び第六項第一号中「第九十二条第五項」とあるのは「第百条第五項」と読み替えるものとする。

## 2 「略」

3 第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第二項、第三項本文、第四項から第六項まで及び第八項から第十一項まで、第三十五条から第四十一条まで、第四十一条の三から第四十七条の五まで、第四十八条第一項から第三項まで、第四十九条から第五十四条の二まで並びに第五十四条の四から第五十八条の三までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第三十四条第五項中「一人」とあるのは「一人（第九十八条の二第二項において準用する第八十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個）」と、同条第九項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員（准会員及びこれを構成する者を除く。）」と、「組合員（准組合員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「会員（准会員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者（准会員及びこれを構成する者を除く。）」と、同条第十項及び第十一項、第三十五条の二第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十一条の三第一項、第四十四条、第五十四条の四、第五十五条第二項、第五十八條の二第一項並びに第五十八条の三第一項中「第十一条第一項第二号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第三十四条第十項及び

## 2 「略」

3 第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第二項、第三項本文、第四項から第六項まで及び第八項から第十二項まで、第三十五条から第四十一条まで、第四十一条の三から第四十七条の五まで、第四十八条第一項から第三項まで、第四十九条から第五十四条の二まで並びに第五十四条の四から第五十八条の三までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第三十四条第五項中「一人」とあるのは「一人（第九十八条の二第二項において準用する第八十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個）」と、同条第九項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員（准会員及びこれを構成する者を除く。）」と、「組合員（准組合員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「会員（准会員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者（准会員及びこれを構成する者を除く。）」と、同条第十項及び第十二項、第三十五条の二第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十一条の三第一項、第四十四条、第五十四条の四、第五十五条第二項並びに第五十八条の二中「第十一条第一項第二号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第三十四条第十項及び第十二項中「組合（政令で定め

第十一項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会」と、同条第十項中「組合員又は当該組合の組合員たる法人」とあるのは「会員たる法人」と、第四十一条の三第一項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会（）」と、第四十七条中「（当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所属する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会が行う事業を除く。）」とあるのは「（当該連合会の所属員の営む水産加工業並びに当該連合会が行う事業を除く。）」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一条第一項第三号、第五号若しくは第八号の二」とあるのは「第九十七条第一項第三号若しくは第五号」と、第五十二条第七項中「事項」とあるのは「事項若しくは第百条第五項において準用する第九十一条の三の規定による権利義務の承継」と、第五十四条の二第一項中「第十一条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十七条第一項第一号及び第二号」と、第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは「水産加工業協同組合連合会」と、第五十五条第一項中「同項第二号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、同条第四項中「第十一条第一項第十号」とあるのは「第九十七条第一項第九号」と読み替えるものとする。

4・5 「略」

（準用規定）

第百条の六 「略」

る規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会」と、同条第十項中「組合員又は当該組合の組合員たる法人」とあるのは「会員たる法人」と、第四十一条の三第一項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会（）」と、第四十七条中「（当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所属する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会が行う事業を除く。）」とあるのは「（当該連合会の所属員の営む水産加工業並びに当該連合会の所属員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所属する連合会が行う事業を除く。）」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一条第一項第三号若しくは第五号」と、第五十二条第七項中「事項」とあるのは「事項若しくは第百条第五項において準用する第九十一条の三の規定による権利義務の承継」と、第五十四条の二第一項中「第十一条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十七条第一項第一号及び第二号」と、第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは「水産加工業協同組合連合会」と、第五十五条第一項中「同項第二号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、同条第四項中「第十一条第一項第十号」とあるのは「第九十七条第一項第九号」と読み替えるものとする。

4・5 「略」

（準用規定）

第百条の六 「略」

2 「略」

3 第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第二項、第三項本文、第四項から第六項まで、第八項及び第九項、第三十五条、第三十五条の二第二項、第三十六条から第四十条まで、第四十二条から第五十四条まで、第五十五条第一項から第三項まで並びに第五十六条から第五十八条までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第三十四条第五項中「一人」とあるのは「一人（第百条の四第二項において準用する第八十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個）」と、同条第九項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員（准会員、第十八条第五項の規定による組合員、第八十八条第三号若しくは第四号又は第九十八条第二号の規定による会員及びこれらを構成する者を除く。）」と、「組合員（准組合員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「会員（准会員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者（准会員、第十八条第五項の規定による組合員、第八十八条第三号若しくは第四号又は第九十八条第二号の規定による会員及びこれらを構成する者を除く。）」と、第四十七条中「（当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所屬する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う事業を除く。）」とあるのは「（当該連合会の所屬員たる漁業協同組合、水産加工業協同組合及び連合会並びに当該連合会の所屬する連合会の行う事業を除く。）」と、第四十八条第四項中「第十一条第一項第八号の二」とあるのは「第百条の二第一項第一号

2 「略」

3 第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第二項、第三項本文、第四項から第六項まで、第八項及び第九項、第三十五条、第三十五条の二第二項、第三十六条から第四十条まで、第四十二条から第五十四条まで、第五十五条第一項から第三項まで並びに第五十六条から第五十八条までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第三十四条第五項中「一人」とあるのは「一人（第百条の四第二項において準用する第八十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個）」と、同条第九項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員（准会員、第十八条第五項の規定による組合員、第八十八条第三号若しくは第四号又は第九十八条第二号の規定による会員及びこれらを構成する者を除く。）」と、「組合員（准組合員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「会員（准会員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者（准会員、第十八条第五項の規定による組合員、第八十八条第三号若しくは第四号又は第九十八条第二号の規定による会員及びこれらを構成する者を除く。）」と、第四十七条中「（当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所屬する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う事業を除く。）」とあるのは「（当該連合会の所屬員たる漁業協同組合、水産加工業協同組合及び連合会並びに当該連合会の所屬する連合会の行う事業を除く。）」と、第四十八条第四項中「第十一条第一項第八号の二」とあるのは「第百条の二第一項第一号

「と読み替えるものとする。

4・5 「略」

(報告の徴収)

第二百二十二条 「略」

2 行政庁は、組合（漁業生産組合を除く。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程を守っているかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 前項に規定する「子会社」とは、組合（漁業生産組合を除く。）がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する会社をいう。この場合において、当該組合及びその一若しくは二以上の子会社又は当該組合の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該組合の子会社とみなす。

4 第十一条の五第三項の規定は、前項の場合において組合（漁業生産組合を除く。）又はその子会社が所有する株式等について準用する。

「と読み替えるものとする。

4・5 「略」

(報告の徴収)

第二百二十二条 「略」

2 行政庁は、組合（漁業生産組合を除く。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程を守っているかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社（当該組合が発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（次項において「株式等」という。）を所有する会社のうち主務省令で定めるものをいう。以下この条、次条及び第二百二十九条において同じ。）に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めるところができる。

3 第八十七条の四第二項の規定は、前項の場合において組合（漁業生産組合を除く。）が所有する株式等について準用する。

4 組合（漁業生産組合を除く。）の子会社は、正当な理由があるときは、第二項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

5 組合（漁業生産組合を除く。）の子会社（第三項に規定する子会社をいう。次条、第二百二十九条及び第三百十条において同じ。）は、正当な理由があるときは、第二項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（業務又は会計状況の検査）

第二百二十三条 「略」

2 5 「略」

6 前項の検査については、前条第五項の規定を準用する。

（行政庁の監督上の命令）

第二百二十三条の二 行政庁は、第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合に対し、その信用事業の健全な運営を確保するため、当該組合の業務若しくは財産又は当該組合及びその子会社等の財産の状況によつて必要があると認めるときは、当該信用事業に関し、措置をとるべき事項及び期間を定めて、その健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された計画の変更を命ずることができる。

2 行政庁は、第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、当該組合の業務若しくは財産若しくは当該組合及びその子会社等の財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、

（業務又は会計状況の検査）

第二百二十三条 「略」

2 5 「略」

6 前項の検査については、前条第四項の規定を準用する。

（行政庁の監督上の命令）

第二百二十三条の二 行政庁は、第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合に対し、その信用事業の健全な運営を確保するため、当該組合の業務又は財産の状況によつて必要があると認めるときは、当該信用事業に関し、措置をとるべき事項及び期間を定めて、その健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された計画の変更を命ずることができる。

2 行政庁は、第十一条第一項第二号若しくは第八号の二、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第百条の二第一項第一号の事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、当該組合の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めると

定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

3 行政庁は、第十一条第一項第八号の二、第九十三条第一項第六号の二又は第百条の二第一項第一号の事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、当該組合の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

4 第一項又は第二項の規定による信用事業の健全な運営を確保するための当該信用事業に関する命令（改善計画の提出を求めることを含む。）であつて、組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、主務省令で定める組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に応じ、それぞれ主務省令で定めるものでなければならぬ。

（監督行政庁等）

第百二十七条 「略」

2・3 「略」

4 第十一条第三項第五号、第十一条の五第一項（第九十二条第一項、第

きは、当該事業に関し、定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

3 前二項 規定による信用事業の健全な運営を確保するための当該信用事業に関する命令（改善計画の提出を求めることを含む。）であつて、組合の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分に応じ主務省令で定めるものでなければならぬ。

（監督行政庁等）

第百二十七条 「略」

2・3 「略」

4 第十一条第三項第五号、第十一条の五（第九十二条第一項、第九十六

九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）、第十七条の二第九項（第九十六条第一項において準用する場合を含む。）、第八十七条第四項第五号、第八十七条の三第七項（第百条第一項において準用する場合を含む。）、第九十三条第二項第五号及び第九十七条第三項第五号に規定する主務大臣は、農林水産大臣、内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。

5\9 「略」

第二百二十八条の二 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第五十八条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第九十六条第三項及び第百条第三項に提出をせず、又は業務報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして業務報告書の提出をした者

二 第五十八条の三第一項又は第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第九十六条第三項及び第百条第三項に提出をせず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者

2 第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合の代表者又は代理人、使用者その他の従業者がその組合の業務に関して前項の違反行為を

条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）、第八十七条第四項第五号、第九十三条第二項第五号及び第九十七条第三項第五号に規定する主務大臣は、農林水産大臣、内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。

5\9 「略」

したときは、行為者を罰するほか、その組合に対して二億円以下の罰金刑を科する。

第百三十条 次の場合には、組合の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 三 「略」

三の二 第十七条の二第一項（第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に違反して第十七条の二第一項に規定する子会社対象会社以外の第十七条の三第一項（第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業会社を子会社としたとき。

三の三 第十七条の二第三項（第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による行政庁の認可を受けず、又は同条第五項（第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する第十七条の二第三項の規定による行政庁の認可を受けず、同条第一項第一号に掲げる会社を同項第二号に掲げる会社に該当する子会社としたとき。

三の四 第十七条の二第八項（第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三の五 第十七条の三第一項又は第二項ただし書（これらの規定を第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき

第百三十条 次の場合には、組合の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 三 「略」

三の六 第十七条の三第三項又は第五項（これらの規定を第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

四〇五の三 「略」

五の四 第三十四条第十一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

五の五 第三十五条の二第一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）又は第三項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六〇十八 「略」

十九 第八十七条の三第一項（第百条第一項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定に違反して第八十七条の三第一項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

二十 第八十七条の三第三項（第百条第一項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定による行政庁の認可を受けないうで第八十七条の三第三項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は同条第四項（第百条第一項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）において準用する第八十七条の三第三項の規定による行政庁の認可を受けないうで同条第一項各号に掲げる会社を当

四〇五の三 「略」

五の四 第三十四条第十二項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

五の五 第三十五条の二第一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）又は第二項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六〇十八 「略」

十九 第八十七条の四第一項（第百条第一項において準用する場合を含む。）の認可を受けないうで同項に規定する株式を取得し、又は所有したとき。

二十 第八十七条の四第四項（第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

二十の二 第八十七条の三第六項（第百条一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十の三 第八十七条の四第一項（第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定又は第八十七条の四第二項（第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する第十七条の三第二項ただし書の規定に違反したとき。

二十の四 第八十七条の四第二項において準用する第十七条の三第三項又は第五項の規定により付した条件に違反したとき。

二十一 「略」

二十二 第二百二十六条の二第一項の規定により付した条件（第十七条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第八十七条の三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

二十三 「略」

2・3 「略」

二十一 「略」

二十二 第二百二十六条の二第一項の規定により付した条件（第八十七条の四第一項（第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

二十三 「略」

2・3 「略」